ーおおさきInformation -

第三者行為の届け出を!

問 保健福祉課 国民健康保険係 **2**099-476-1111 (134·135)



【必要な書類】

- ●第三者行為による傷病届 ●事故発生状況報告書 ●第三者の同意書
- ●事故証明書(交通事故の場合) ●保険証 ●印かん

事故証明書は警察署で受領してください。

その他書類は役場保健福祉課国民健康保険係窓口または、町ホームペー ジに準備しています。右のORコードからスマートフォン等で直接アクセ スできます。



【なぜ申請が必要なのか】

第三者行為による診療は加害者が医療費を負担します。しかし、届け出がされないと、国 保で医療費を負担することになります。届け出が遅れた場合も、国保から加害者への請求が 遅れ、国保で負担した医療費が回収できない可能性があります。

結果、国保の医療費負担分が増え、**国保加入者の保険税の負担増加にも繋がります**。

【ご注意!】

上記に該当しても、**加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたり**すると国保 で診療を受けられなくなる場合があります。

示談前に必ず国保係へご相談ください。